



令和3年6月15日
内閣府（防災担当）

南海トラフ地震防災対策推進計画の変更状況等について

「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）の都府県及び市町村における、令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更を踏まえた「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）の変更状況等について、本年4月1日時点の状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 変更状況等の概要（注：〈 〉内は昨年度の数値）

（1）推進地域における推進計画の変更状況

29 都府県のうち 28 都府県(97%) 〈18 府県(62%)〉が変更を完了。

※なお、本年4月1日時点で未変更であった1県も本年6月に変更を完了。

707 市町村のうち 457 市町村(65%) 〈180 市町村(25%)〉が変更等^{*1}を完了。

うち、特別強化地域^{*2}については、

139 市町村のうち、104 市町村(75%) 〈53 市町(38%)〉が変更等^{*1}を完了。

（2）特別強化地域^{*2}における事前避難対象地域^{*3}の指定状況

139 市町村のうち 121 市町村(87%) 〈78 市町村(56%)〉が指定等^{*4}を完了。

- ※1 推進計画が未作成であった市町村における、令和元年5月の基本計画の変更を踏まえた推進計画の作成を含む。
- ※2 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」
推進地域のうち、特に津波による被害が想定され、津波避難対策を強化する必要がある地域。
- ※3 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には後発地震の発生に備え、事前の避難が必要となる地域。
- ※4 対象地域に人家が無い、または津波避難タワーの整備等により後発地震発生後の避難でも津波到達までに間に合う等の理由で、事前避難対象地域を指定する必要がないとしている市町村も含む。

2. 掲載場所

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankai_henkou_r304.pdf

＜本件問合せ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（防災計画担当）付

水島、小島

電話：03-3501-6996

FAX：03-3581-7510